

第6期

相模原市分別収集計画

平成22年5月

相模原市環境経済局資源循環部

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的事項	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	7

1 計画策定の意義

これまでの、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、わが国の経済社会の発展にさまざまな恩恵をもたらせてきたが、一方では、大量廃棄型の社会が多量の廃棄物を発生させ、地球温暖化や資源の枯渇化などの地球規模での環境問題を招いている。こうした問題を解決するためには、環境と経済を統合した持続可能な社会を志向する「循環型社会」を形成していく必要がある。

本市においても、この「循環型社会」の実現へ向け、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）といういわゆる「3R」に、不要なものは買わない、断るという考え方（リフューズ）を加えた「4R」を推進し、多くの施策に取り組んできた。

本市は、平成18年及び19年の津久井地域との合併により自然環境に恵まれた都市となり、廃棄物行政を取り巻く環境の変化に対応するため、平成20年に一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しを行った。基本計画では、「ともにつくる資源循環型都市 さがみはら」の基本理念のもと、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に連携・協力しながら、ごみの発生・排出抑制や環境負荷の低減をめざすこととしている。

相模原市分別収集計画は、こうした状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集の方針を示すものである。

2 基本的方向

本計画は、基本計画が示す次の基本方針を踏まえて実施する。

(1) 4Rの推進と循環型スタイルの確立

ごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用を行う「4R」の優先順位にそった循環型社会実現のため、市民、事業者の自主的な取組みを促進する。

(2) 資源を循環させる社会システムの構築

循環型社会の実現に向け、ごみを資源として循環させることができる社会の仕組みを整備するとともに、廃棄物の各処理過程において、自然環境に配慮した環境負荷の少ない循環型社会システムの構築を図る。

(3) 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり

市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を再認識するとともに、より一層協働し、ごみを出さない環境づくりに取り組む。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間（平成23年度～平成27年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	44,654t	44,608t	44,549t	44,538t	44,411t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に連携・協力を図る。

（1）環境教育・情報提供・啓発活動

- ア 環境教育・学習の推進
- イ 市民・事業者が行動するための情報提供
- ウ 「わかりやすさ」を基本とした普及啓発活動
- エ さまざまな情報伝達の拡充
- オ 排出ルール徹底による資源化の促進
- カ 市民が気軽に参加・体験できる場の提供
- キ 集団資源回収の推進

（2）4R推進の仕組みづくり

- ア 4R推進運動の展開
- イ 「廃棄物減量等推進員」との連携と協働
- ウ 減量化・資源化効果の共有
- エ 率先した市の取組み

（3）家庭ごみ対策

- ア ごみ排出ルールの徹底
- イ レジ袋削減等の取組み
- ウ 再使用の促進

（4）事業系ごみ対策

- ア 多量排出事業者への適切な指導
- イ エコショップ認定制度の取組み

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び市におけるこれ

までの分別収集への取組みなどを総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、中間処理を委託する民間事業者の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類						
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	—	無色のガラス製容器	—	茶色のガラス製容器	—	その他のガラス製容器	びん類
—	無色のガラス製容器						
—	茶色のガラス製容器						
—	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）						
	プラ製容器包装						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	1,154t		1,126t		1,099t		1,074t		1,046t	
主としてアルミ製の容器	1,193t		1,185t		1,177t		1,170t		1,160t	
無色のガラス製容器	(合計) 2,266t		(合計) 2,263t		(合計) 2,259t		(合計) 2,257t		(合計) 2,248t	
	(引渡額) 2,266t	(独自処理量)	(引渡額) 2,263t	(独自処理量)	(引渡額) 2,259t	(独自処理量)	(引渡額) 2,257t	(独自処理量)	(引渡額) 2,248t	(独自処理量)
茶色のガラス製容器	(合計) 1,578t		(合計) 1,575t		(合計) 1,577t		(合計) 1,580t		(合計) 1,579t	
	(引渡額) 1,578t	(独自処理量)	(引渡額) 1,575t	(独自処理量)	(引渡額) 1,577t	(独自処理量)	(引渡額) 1,580t	(独自処理量)	(引渡額) 1,579t	(独自処理量)
その他のガラス製容器	(合計) 1,083t		(合計) 1,077t		(合計) 1,070t		(合計) 1,064t		(合計) 1,055t	
	(引渡額) 1,083t	(独自処理量)	(引渡額) 1,077t	(独自処理量)	(引渡額) 1,070t	(独自処理量)	(引渡額) 1,064t	(独自処理量)	(引渡額) 1,055t	(独自処理量)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	106t		108t		109t		110t		110t	
主として段ボール製の容器	5,308t		5,280t		5,250t		5,226t		5,185t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,648t		(合計) 3,658t		(合計) 3,668t		(合計) 3,680t		(合計) 3,682t	
	(引渡額) 3,648t	(独自処理量)	(引渡額) 3,658t	(独自処理量)	(引渡額) 3,668t	(独自処理量)	(引渡額) 3,680t	(独自処理量)	(引渡額) 3,682t	(独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,695t		(合計) 1,700t		(合計) 1,705t		(合計) 1,711t		(合計) 1,713t	
	(引渡額) 1,695t	(独自処理量)	(引渡額) 1,700t	(独自処理量)	(引渡額) 1,705t	(独自処理量)	(引渡額) 1,711t	(独自処理量)	(引渡額) 1,713t	(独自処理量)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5,762t		(合計) 5,779t		(合計) 5,797t		(合計) 5,819t		(合計) 5,824t	
	(引渡額) 5,762t	(独自処理量)	(引渡額) 5,779t	(独自処理量)	(引渡額) 5,797t	(独自処理量)	(引渡額) 5,819t	(独自処理量)	(引渡額) 5,824t	(独自処理量)
(うち白色トレイ)	(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t	
	(引渡額) 3t	(独自処理量)	(引渡額) 3t	(独自処理量)	(引渡額) 3t	(独自処理量)	(引渡額) 3t	(独自処理量)	(引渡額) 3t	(独自処理量)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

津久井地域は、平成21年3月に旧相模原市区域における資源収集体制に統合したため、旧相模原市区域と津久井地域それぞれで見込み量を算定した。算定方法は次のとおり。

【旧相模原市区域】

排出量原単位 (g/人・日) (※1) × 推計人口 (※2) × 分別排出率

※1 過去5年間の増減傾向および直近年度の実績から排出量原単位 (g/人・日) を推計

※2 推計人口 (新相模原総合計画推計値※平成17年国勢調査結果ベース)

【津久井地域】

直近年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じ算定した。

【推計人口 (新相模原総合計画推計値※平成17年国勢調査ベース)】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
旧相模原市区域	644,608人	647,064人	649,343人	652,334人	653,263人
津久井地域	69,895人 (対前年度比) 99.22%	69,313人 (対前年度比) 99.17%	68,720人 (対前年度比) 99.14%	68,117人 (対前年度比) 99.12%	67,579人 (対前年度比) 99.21%
合計	714,503人	716,377人	718,063人	720,451人	720,842人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

旧相模原市区域では、昭和61年度からびん類 (生きびん・カレット)、かん類 (スチール缶・アルミ缶・家庭金物)、紙類 (新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類を地区自治会連合会・資源回収業者・市の三者協調により資源として分別回収していたが、平成22年3月末からは市の委託事業とした。平成11年度からはペットボトルを、平成12年度からは白色トレイについてスーパー・コンビニ等の協力により市による拠点回収を開始した。さらに、旧相模原市区域では平成18年10月からペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の分別回収を開始し、全品目 (白色トレイはプラ製容器包装に含む) が集積所での定期回収となった。また、津久井地域においては、平成13年度から、びん類、紙パック、ペットボトルを加えて8品目の資源分別回収を開始した。

合併により旧相模原市区域と津久井地域でごみ・資源の収集品目や回収回数に相違が

生じたが、平成21年3月に旧相模原市区域における資源の収集体制に統合した。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
かん	スチール	かん類	委託業者による定期回収（週1回）	委託業者
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん類	委託業者による定期回収（週1回）	委託業者
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期回収（週1回）	委託業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	委託業者による定期回収（週1回）	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市によるスーパー等店頭、公共施設拠点回収及び委託業者による定期回収（週1回※白色トレイは除く）	委託業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラ製容器包装	委託業者による定期回収（週1回）	委託業者

※かん類、びん類、紙パック及び段ボールについては、引き続き集団資源回収を実施する。

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管等については、市が中間処理を委託する民間事業者の施設で行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール	かん類	透明又は半透明 袋	パッカー車 又は 平ボディ車 又は 箱車	市の契約施設（選 別・圧縮・保管施 設） ただし、その他ガ ラス製容器は市 の契約保管施設
アルミ				
無色ガラス	びん類			
茶色ガラス				
その他のガラス				
飲料用紙製容器	紙パック	十文字に縛るか 透明又は半透明 袋		
段ボール	段ボール	十文字に縛る		
その他の紙製容器 包装	紙製 容器包装	紙袋に入れて 十文字に縛るか 透明又は半透明 袋		
ペットボトル	ペッ ト ボ ト ル	透明又は半透明 袋	パッカー車	市の契約施設（選 別・圧縮・保管施 設）
その他のプラスチ ック製容器包装	白色トレイ	透明又は半透明 袋	パッカー車 又は 平ボディ車	
	プラ製 容器包装	透明又は半透明 袋	パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装廃棄物の資源化の推進、収集物の更なる質の向上をめざし、以下の取り組みを進める。

(1) 相模原71万市民のごみ減量作戦『ごみDE71（でない）大作戦』の実施

かけがえのない地球環境を守り、次の世代に引き継いでいくために、社会活動の全段階を通じて、環境への負荷を低減する資源循環型社会をめざして、71万人市民が一丸となって、なるべくごみを出さないようなライフスタイルを心がけ、資源をきちんと分別して出すなど「ごみの減量化・資源化」に積極的に取り組む。

(2)「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の改正

市民、事業者、市が一体となって廃棄物の減量化・資源化をより一層推進するため、「市民、事業者、市それぞれの取組の明確化」、「資源の持ち去り行為の禁止」、「事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進」、「産業廃棄物の不適正処理防止対策」を追加するなどの条例改正を行い、平成22年4月1日より施行した。

(3)集団資源回収に関する支援

子ども会や自治会等の市民団体による集団資源回収を促進するため、集団資源回収の意義、その効果等を広報等により周知し回収量・実施団体登録数の拡大をめざす。

(4)廃棄物減量等推進員との連携と協働

市民に対する容器包装廃棄物の分別排出の協力を徹底するため、廃棄物減量等推進員や減量等推進協力員の活動の場を広げるとともに、連携を強化し、「ごみ減量等活動のてびき」の配布等による資源分別の指導強化を図る。